

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等</p> <p>Ⅱ－２－３－１ 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第三者型発行者の登録の申請の処理</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第 19 条の規定に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする (Ⅲ－４ 参照)。</p> <p>③ (略)</p>	<p>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等</p> <p>Ⅱ－２－３－１ 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第三者型発行者の登録の申請の処理</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第 19 条第 3 項の規定に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする (Ⅲ－４ 参照)。</p> <p>③ (略)</p>